

部活動運営方針

指導の手引

平成31年3月

泉大津市教育委員会

① 本方針策定の趣旨

部活動は、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、目標を共有しあうことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることのできる大変有意義な教育活動です。

しかしながら、近年、少子化による部員数の減少、指導者の専門的な指導力不足、生徒のニーズや保護者の要望への対応など新たな課題も出てきています。また、肉体的・精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別し、幅広い知識や技能を継続的に習得して指導力を向上させていくことが求められています。

このような中、泉大津市では『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）』に基づき、運動部活動および文化部活動について、運営や指導方法のより一層の向上が図られ、部活動が充実・発展することを願い、このたび、「部活動指導の手引」としてまとめました。

泉大津市各校においては、本内容に基づく『部活動ガイドライン』を策定し、より多くの生徒に夢を与える部活動の推進が図られることをお願いいたします。

② 学校教育活動における部活動の位置づけ

学校の教育活動は、学習指導要領に示された各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等で定められた「教育課程」と呼ばれる内容と、学校が計画する休み時間や登下校、放課後の課外活動等が含まれる「教育課程外」の内容で構成されています。部活動は、教育課程外に学校が計画し、実施する教育活動です。

また、学習指導要領（平成21年3月告示）の総則において、生徒の責任感や連帯感を育む部活動について、学校の教育活動の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すべき旨が新たに規定されています。

【中学校学習指導要領第1章総則第4の2】

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

③ 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ・校長は、各学校の教育目標等を踏まえた上で、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営の方針を検討し作成し、ホームページ等を通じて公開すること
- ・顧問の教員及び部活動指導員は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出すること。
- ・活動時間（休養日）や場所、年間の経費等について、保護者説明会（PTA総会）などの適切な機会を設け保護者・生徒に明示し理解を得ること。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ・部活動は学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。
- ・部活動顧問は複数名配置することが望ましく、各部活動内において、役割を分担し、て生徒の活動が充実するよう努めること。
- ・日常の運営、指導に関して、校長の指導・監督のもと、部活動顧問の間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努めること。
- ・部活動顧問には、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援するための年間指導計画を作成すること。
- ・校長は、年間指導計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行うこと。

④ 合理的でかつ効率的な活動推進のための取組み

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

また、生涯を通じてスポーツ・文化に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、活動内容の特性を踏まえ、科学的根拠に基づく活動を積極的に取り入れ、休養を適切に設定し、短時間で効果的な指導を心がけること。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めること。

⑤ 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒のスポーツ障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保することが必要である。

休養日の設定に当たっては次の通りとする。

- ・各部活動において1週間の内、平日1日以上、週休日1日以上の休養日を設けること。

[具体的な運用について]

① 休養日の振り替え

各部活動の状況により、天候・練習場所、公式戦やコンクール等の時期などの条件により、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることも可能とする。ただし、休養日の振り替えは原則2週間以内に行う。(休養日には定期テストに係る部活動停止期間・学校閉庁日等も含む)

② 週休日(土日)の休養日設定

土日の活動については、生徒・教員の健康面を考慮したうえ、校長の判断で実施することができる。ただし休養日に活動した日数の振り替えを原則2週間以内に行うこと。

③ 長期休業中の休養日について

1週間のうち、2日間を休養日とする。

④ 平日の活動時間

・平日(放課後)の活動時間は原則1日2時間程度とする。2時間以上の活動を行う場合は事前に校長の承認を得ること。

ただし、大会・コンクール前、練習試合などの事由により活動時間の延長を承認する場合は生徒・保護者の理解および生徒・教員の健康面を十分配慮すること。また、活動時間延長は連続5日以内とする。

・平日(始業前)の活動開始時刻は午前7時00分以降とし始業前練習を行う場合は、生徒の健康面を十分に配慮したうえ、科学的根拠に基づく効果等を保護者に説明し、十分な理解を得るとともに、放課後の練習時間を短くするなどの配慮をすること。

⑤ 週休日及び休日（長期休業期間）

・週休日及び休日（長期休業期間）は原則1日3時間程度とする。3時間以上の活動を行う場合は事前に校長の承認を得ること。

ただし、大会・コンクール前、練習試合などの事由により、活動時間の延長を承認する場合は生徒・保護者の理解および生徒・教員の健康面を十分配慮すること。

⑥ 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切である。

学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努めること。

⑦ 取組みの検証

本指針に示す学校の部活動に係る取組みについては、平成31年度を施行期間とし、平成31年度の取組み状況を把握し、検証するとともにその結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。

⑧ 各校の取組みについて

・各中学校は各中学校のクラブ運営の実情に応じて『部活動運営方針（仮名）』を策定し、策定に当たっては、本方針を参考に休養日・活動時間等を設定し、明記すること。

・平成31年度を『部活動運営方針』施行期間とし、平成31年度の取組み状況および検証結果を市教委に報告すること。